

令和 6 年

第 6 回教育委員会 会議録

- | | | | |
|---|------|---|---|
| 1 | 日 時 | 令和 6 年 5 月 2 8 日 (火) | 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分 |
| 2 | 場 所 | 尾花沢市学習情報センター悠美館 | ハイビジョンホール |
| 3 | 出席委員 | 教育長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 村 松 真
井 上 清 彦
笹 原 謙一郎
鈴 木 瑞 穂
矢 作 廣 昌 |
| 4 | 出席者 | こども教育課長
教育指導室長
社会教育課長
こども教育課課長補佐 | 岸 栄 樹
工 藤 雅 史
鈴 木 賢
石 山 忠 洋 (事務局) |

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事日程
 - 日程第 1 前回会議録の承認
 - 日程第 2 会議録署名委員の指名
 - 日程第 3 報告事項
 - 日程第 4 報第 3 号 令和 6 年度 尾花沢市教育委員会職員人事異動について
 - 日程第 5 議第 3 1 号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
令和 6 年度尾花沢市一般会計教育費 6 月補正予算案について
 - 日程第 6 議第 3 2 号 尾花沢市学校給食共同調理場運営委員の委嘱について
 - 日程第 7 議第 3 3 号 尾花沢市社会教育委員兼中央公民館運営審議会委員の委嘱について
 - 日程第 8 議第 3 4 号 尾花沢市民図書館協議会委員の委嘱について
 - 日程第 9 議第 3 5 号 尾花沢市すこやかネット花笠推進協議会委員の委嘱について
 - 日程第 1 0 議第 3 6 号 尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について
 - 日程第 1 1 議第 3 7 号 尾花沢市教育委員の辞職について
 - 日程第 1 2 議第 3 8 号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
尾花沢市教育委員の任命について

- 日程第 1 3 その他
- 3 その他
- 4 閉 会

会議録

1 開 会

- ・教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和 6 年第 6 回教育委員会を開会いたします。それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第 1 前回会議録の承認

- ・教育長

はじめに、日程第 1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

先にお渡ししました「前回会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(ご意見無し)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

－ 令和 6 年第 5 回会議録署名委員による署名 －

以上で前回の会議録の承認を終了します。

3 つぎに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により、2 番鈴木瑞穂委員、4 番笹原謙一郎委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

4 各課の報告事項

- ・教育長
つぎに、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長	資料に基づき説明する
社会教育課長	資料に基づき説明する

- ・教育長
以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

(質問・無し)

5 議事日程

ないようでしたら、次に、日程第4、報第3号「令和6年度 尾花沢市教育委員会職員人事異動について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・社会教育課長
人事異動について説明
- ・教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。

次に、日程第5、議第31号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について、令和6年度尾花沢市一般会計教育費6月補正予算案について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・教育指導室長
文化部の地域移行に係る補正について説明。
- ・教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか
- ・井上委員
具体的にはどのような事業か。

・教育指導室長

(事業及び予算の内容は) 文化的活動の体制づくりや企画などに使う謝金、調整中ですが北村山高校で利用しなくなった楽器を利用して頂ける予定ですので、その修繕及びメンテナンス費用、運搬費用、その他にも活動に使う消耗品費、活動に関する保険料などを計上しております。

・井上委員

地域移行が進んでいる中で、運動部と同じように、文化部についても調整役となるコーディネーターを配置するのか。

・教育指導室長

今のところ伊藤コーディネーターから引き続き文化部についても総合的に調整役として動いてもらう予定で、文化的な活動に関するコーディネーターも色々な方からご意見を頂き、今後検討していく。

・鈴木委員

尾花沢中学校の吹奏楽部は未来クラブには別物として行っていくのか。

・教育指導室長

今の段階では、そのように予定しております。顧問の先生が最後まで面倒を見たいという事で今の形となっており、今後、大会終了後や顧問の先生の異動などにより変化せざるを得なくなったときに、受け皿となれるよう、今から指導者育成として未来クラブは別枠で準備を進めている。

・鈴木委員

陶芸など文化的な活動を、今行っている部活動プラスアルファとして全員に募集を行うのか。

・教育指導室長

具体的な話にはなっておりませんが、全員に周知するという事になってくると考えております

・教育長

その他質疑ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第31号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第32号「尾花沢市学校給食共同調理場運営委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・ 子ども教育課長 説明

・ 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・ 教育長

質疑もないようですので終結いたします。これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・ 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第32号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第33号「尾花沢市社会教育委員兼中央公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・ 社会教育課長 説明。

・ 教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・ 教育長

ご異議なしと認めます。よって議第33号は原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第34号「尾花沢市民図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 説明。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第34号は原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第35号「尾花沢市すこやかネット花笠推進協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 説明。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第35号は原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第36号「尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
質疑もないようですので終結いたします。これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第36号は原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第37号「尾花沢市教育委員の辞職について」を議題といたします。委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を得る必要があります。

誠に申し訳ございませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に規定に基づき、当該議員は議事に加わることは出来ませんので、ここで退席をお願い致します。

(笹原委員退席)

では、提案理由の説明を求めます。

・こども教育課 説明

・教育長

人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これより議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第37号は原案のとおり決しました。

議案審議が終了しましたので、笹原委員の復席を求めます。

(笹原委員復席)

次に、日程第12、議第38号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について、尾花沢市教育委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

- ・教育長
人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしました
と思います。
これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。よって議第38号は原案のとおり決しまし
た。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第13 「その他」でございますが、何かありませんか。

- ・こども教育課長
重要事業要望における教育関係要望説明
- ・教育指導室長
学校訪問日程について説明
輝け！おばねっ子について説明
北村山中学校男子駅伝競走大会結果報告
- ・社会教育課長
芭蕉来訪展説明
- ・学校統合推進主査
小学校統合準備委員会組織図・スケジュール等説明
- ・教育長
他になれば、これで令和6年第6回教育委員会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でした。

午後 3 時 0 0 分閉会

会議録署名委員

2 番 _____

4 番 _____